

個人用新価保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
減価割合	再調達価額から時価額を控除した額を再調達価額で除した割合をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
時価額	再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。

第2条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、保険の対象が建物(この特約が団地保険普通保険約款に付帯された場合は、住宅をいいます。)であって、その減価割合が50%以下であるものに適用されます。

第3条 (損害保険金を支払うべき損害の額)

この特約により当社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるこの特約の保険の対象の再調達価額によって定めます。

第4条 (損害保険金の限度)

当社が支払うべき損害保険金の額は、損害を受けたこの特約の保険の対象の再調達価額を超えないものとします。

第5条 (この特約を付帯しない他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

この特約の保険の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の保険契約等がある場合においては、当社は、次の①および②の規定によって、損害保険金を支払います。

- ① 他の保険契約等がないものとして算出した損害保険金の支払額から他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた額を支払います。
- ② ①の額は、第3条(損害保険金を支払うべき損害の額)の損害の額、または第4条(損害保険金の限度)の損害保険金の限度額のうちいずれか低い額を限度とします。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約が付帯された普通保険約款(この特約が付帯された新火災保険普通保険約款に基づく保険契約においては、基本特約条項とあわせて普通保険約款といいます。以下同様とします。)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定中「保険契約の目的の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の目的の再調達価額」と、「保険の対象の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。